

報告第13号

専決処分について報告の件（その2）

地方自治法第180条第1項の規定に基づき、損害賠償の額を次のとおり専決処分したので報告するものであります。

令和8年3月3日提出

芽室町長 手 島 旭

専 決 処 分 書

損害賠償の額の決定

町は、損害賠償の額を次のとおり決定する。

- 1 損害賠償の額 451,385円
- 2 損害賠償の相手方 帯広市稲田町南9線西13番地1  
十勝鉄道株式会社 代表取締役社長 今木 浩

令和8年1月23日 専決処分

説 明

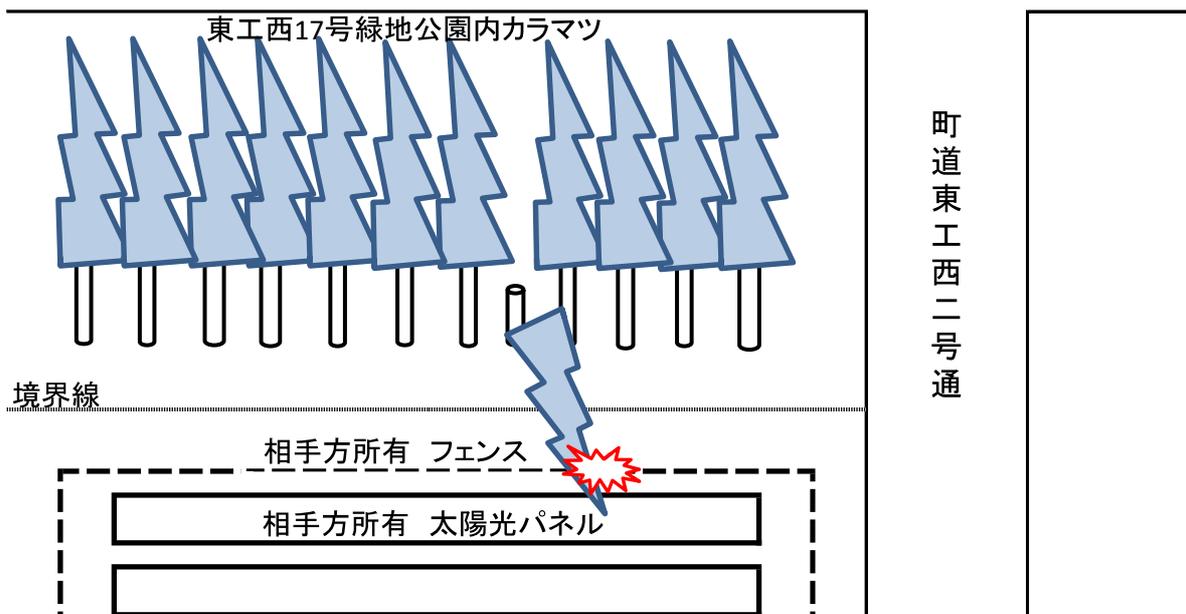
令和7年11月1日正午頃、東工業団地内の町が管理する東工西17号緑地公園に植生しているカラマツが強風により倒れ、隣接する相手方敷地内の太陽光パネル及びフェンスに接触し、一部を破損させたものであります。



位置図



町道東工北二号通



事故発生状況図